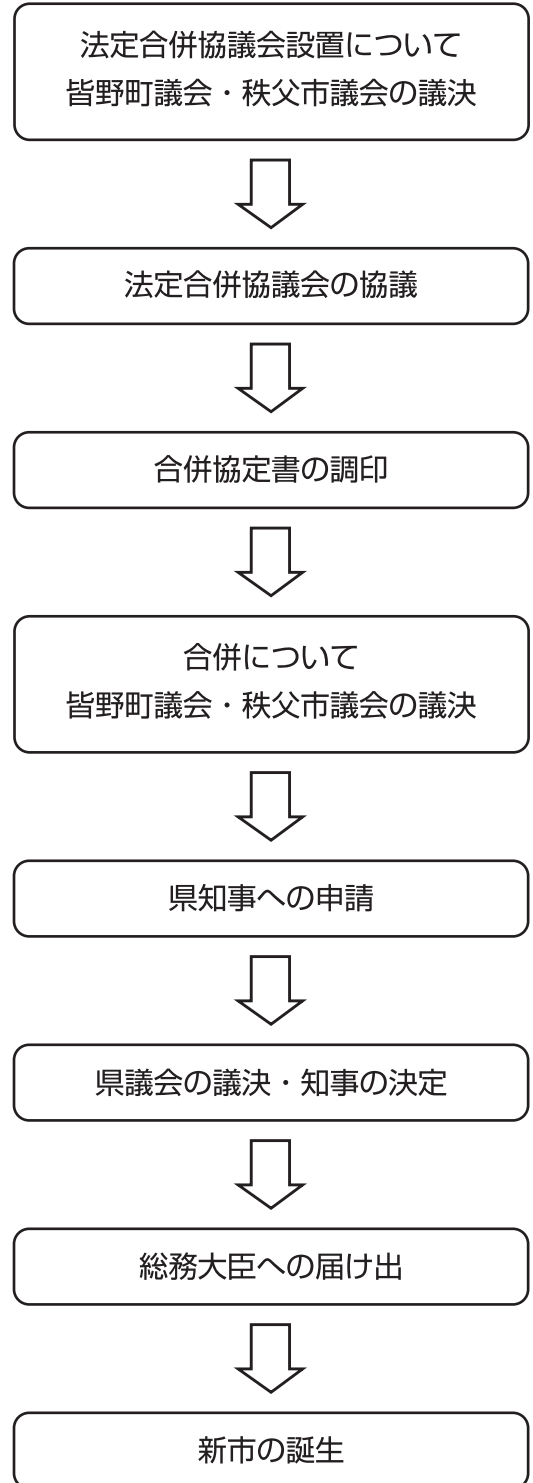


新市誕生までの手続き

新市誕生までどのような手続きが必要なのか、
図にして表してみました。



法定合併協議会とは

法定合併協議会は、合併特例新法の規定により設置される協議会で、設置に当たっては関係市町村の議会の議決が必要です。合併協議会の委員は、関係市町村の長、議会の議員、職員、学識経験を有する者から選任されます。合併協議会では、各種行政サービスや事務事業の中から、特に住民生活に関わる項目を「協定項目」として選定し、合併した場合の新しいまちづくりや行政の運営方法、住民サービスなどについて調整協議を行います。

◆合併協定項目◆

	協定項目
基本項目	合併の方式
	合併の期日
	新市の名称
	新市の本庁舎の位置
	財産、公の施設の取扱い
その他の項目	新市基本計画
	条例、規則などの取扱い
	町、字の区域および名称の取扱い
	地方税の取扱い
	使用料・手数料などの取扱い
	補助金・交付金などの取扱い
	国民健康保険事業の取扱い
	介護保険事業の取扱い
	消防団の取扱い
	一部事務組合などの取扱い
	議会の議員の定数および任期の特例に関する取扱い
	農業委員会の委員の任期などの特例に関する取扱い
	特別職の職員の身分の取扱い
	一般職の職員の身分の取扱い
	事務組織および機構の取扱い
	各種事務事業の取扱い
	公共的団体などの取扱い
地域審議会、地域自治会、合併特例区	

※上記は、一般的な協定項目を掲載しています。